

## 東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

	平成13年	3月29日	規則第4号
改正	平成19年	3月27日	規則第11号
	平成25年	2月28日	規則第2号
	平成27年	3月24日	規則第12号
	平成28年	9月9日	規則第77号
	令和4年	1月11日	規則第1号

### （趣旨）

第1条 この規則は、東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする条例第1条に規定する会派（以下「会派」という。）の代表者及び同条に規定する無会派議員（以下「無会派議員」という。）は、毎会計年度、区長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（別記第1号様式又は別記第1号様式の2）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、区長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（別記第2号様式又は別記第2号様式の2）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の申請に際しては、当該会派が議長に対して提出する会派の結成、変更等の届出書の写しを添付しなければならない。

### （交付決定）

第3条 区長は、毎会計年度、前条の規定により申請のあつた会派及び無会派議員について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び当該無会派議員に対し政務活動費交付決定通知書（別記第3号様式又は別記第3号様式の2）により通知するものとする。

### （交付請求及び交付日）

第4条 前条の規定による交付決定を受けた会派の代表者及び無会派議員は、四半期（4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間をいう。）ごとに、区長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（別記第4号様式又は別記第4号様式の2）を速やかに提出するものとする。

2 条例第3条第5項及び第3条の2第4項に規定する政務活動費の交付日は、5日とする。

ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その日後のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、会派の変更その他の理由により、前項の交付日に交付することができないと認める場合においては、別に交付日を定めることができる。

（政務活動費の返還の様式）

第5条 条例第4条又は第11条の規定による政務活動費の返還は、政務活動費返還報告書（別記第5号様式又は別記第5号様式の2）により行うものとする。

（年度収支報告書等の様式）

第6条 条例第7条の規定による年度政務活動費収支報告書は、別記第6号様式又は別記第6号様式の2によるものとする。

2 条例第8条の規定による四半期政務活動費収支状況報告書は、別記第7号様式又は別記第7号様式の2によるものとする。

（証拠書類）

第7条 条例第8条の規定による証拠書類とは、政務活動費会計帳簿（別記第8号様式）、政務活動費会計整理票（別記第9号様式及び別記第9号様式の2）及び領収書等の原本をいう。

2 前項の領収書等の原本は、政務活動費会計整理票に添付するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（東京都北区議会各会派に対する区政調査研究費の交付に関する規則の廃止）

2 東京都北区議会各会派に対する区政調査研究費の交付に関する規則（昭和55年3月東京都北区規則第10号）は、廃止する。

付 則（平成19年3月27日規則第11号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

付 則（平成25年2月28日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費に係る申請等について適用し、この規則の施行の日前に、交付された政務調査費に係る申請等については、なお従前の例に

よる。

付 則（平成27年3月24日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費に係る証拠書類について適用し、同日前に交付された政務活動費に係る証拠書類については、なお従前の例による。

付 則（平成28年9月9日規則第77号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

付 則（令和4年1月11日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。